

事務連絡
平成 30 年 1 月 10 日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	

 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

偽造医薬品の流通防止に係る省令改正に関する Q & A について（情報提供）

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 1 月に発生した C 型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品流通事案を受け、偽造医薬品の流通防止のために直ちに対応を行うべき事項に関して所要の措置を講じるため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成 29 年 10 月 5 日付け薬生発 1005 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が発出されました。

今般、省令改正の趣旨、内容等に関する質問及びその回答について、別添のとおり事務連絡（平成 30 年 1 月 10 日付け厚生労働省医薬生活衛生局総務課、監視指導麻薬対策課、医政局総務課医療安全推進室）が発出されたところです。

貴部（局）におかれましては、偽造医薬品の流通防止に向け、貴管下の介護老人保健施設に、同事務連絡の内容を踏まえつつ、各施設の状況に応じて必要と考えられる対策を講じるよう周知方よろしくお願いいたします。